

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年九月二十八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

政令第二百八十一号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一号中「地上又は」を「廃棄物埋設施設（法第五十一条の二十四の二第一項に規定する廃棄物埋設に係る廃棄物埋設施設であつて）に、五十メートル未満」を「七十メートル以上に、廃棄物埋設施設」を「もののうち、同項の認可を受けた閉鎖措置計画に従つて当該廃棄物埋設施設の全ての坑道について坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行ったものを除く」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第二条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五に次の一号を加える。
二十八 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第五十一条の二十九第一項の許可

第三条第一項第三十号の次に次の一号を加える。
三十の二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十一条の二十九第一項（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第三条 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。
第七条に次の一号を加える。

三十二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第五十一条の二十九第一項の許可

（原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正）

第四条 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に改める。

附則

この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 中川 雅治

土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年九月二十八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

政令第二百八十二号

土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

法務大臣 上川 陽子
環境大臣 中川 雅治
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年九月二十八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

政令第二百八十三号

土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項、第五条第一項、第六条第一項第二号、第二十七条の五、第四十五条第一号及び第六十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。
第一条第十号を次のように改める。
十一・二 ジクロロエチレン

第三条第二号イ及び第五条第二号中「第七条第六項の」を「第七条第四項に規定する」に改める。
第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条第一項中「汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示された」を「汚染除去等計画を作成し、これを地方公共団体の長に提出すべきことを指示された」に、「土壌汚染」を「指示に係る土壌汚染」に、「汚染の除去等の措置の」を「指示に係る汚染の除去等の措置の」に、「汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示した」を「汚染除去等計画を作成し、これを当該地方公共団体の長に提出すべきことを指示した」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（国等が行う汚染土壌の処理に関する技術的読替え）
第七条 法第二十七条の五の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十二条第九項並びに第二十三条第三項及び第四項	届け出なければ	通知しなければ
第二十四条	を命ずる	について協議を求め
第二十五条	の停止を命ずる	を停止することについて協議を求め
第二十七条第二項	を命ずる	について協議を求め